

公立中学校における部活動の地域移行に係る 神奈川県の方針

令和5年10月

目 次

I はじめに	1
1 方針策定の経緯・趣旨	2
2 方針の性格	2
3 方針の対象	2
II 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況	3
1 少子化の進行状況とその影響	3
(1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移	3
(2) 生徒のニーズと教員の負担感	4
2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況	8
(1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況	8
(2) 県内のスポーツ少年団の状況	9
(3) 県内のスポーツ指導者数の状況	10
(4) 県内の体育・スポーツ施設の状況	11
(5) 県内の公民館・文化施設の状況	11
(6) 地域学校協働活動の状況	12
III 本県における地域移行について	13
1 基本的な考え方	13
2 地域移行を進める体制づくり	14
(1) 協議会等の検討体制の整備	14
(2) 指導者の確保	15
3 段階的な地域移行に向けた取組	17
(1) 適正な運営体制の整備	17
(2) 地域クラブ活動等に係る費用、保険	19
4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保	20
IV 地域移行に向けて	22
1 地域移行に向けた様々な選択肢	22
(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー	22
(参考) 図 検討フロー	23
(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型（国のガイドライン）	24
2 おわりに	32
資料	33

I はじめに

本方針は、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを大切に育てるため、「地域」「家庭」「学校」「行政」「民間団体」「企業」「大学」などそれぞれの立場、役割を自覚しながら、連携・協力し合って、豊かなスポーツ・文化芸術等活動を実現するための考え方や取組の方向性を示すものである。

中学生のスポーツ・文化芸術等の環境をめぐる状況は、県内においても地域によって異なるため、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方、そして、その環境整備の方法などは、地域の実情に応じて多様な方法が考えられる。

このため、本県では、学校部活動の地域連携や地域移行について、達成までの道筋を一律に定めず、地域の実情に応じて、段階的且つ柔軟に取り組んでいくことを基本的な考え方としている。

こうした各地域における連携・協力の取組が進めば、子どもたちにとってより豊かなスポーツ・文化芸術等活動の機会が増え、その関わりの中で視野が広がり、内面的にも成長していくと考える。

中学生の地域スポーツ・文化芸術等の活動イメージ



1 方針策定の経緯・趣旨

- 部活動は、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。
- こうした中、国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、「部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言を踏まえ、平成 30 年に策定したスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）として令和 4 年 12 月に全面改定した。
- 国のガイドラインの「Ⅰ 学校部活動」（以下「Ⅰ章」という。）は、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部含む）及び高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む）を対象とし、Ⅱ以降の各章は、公立の中学校を主な対象としている。県は、Ⅰ章に相当する内容については、平成 30 年に「神奈川県部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）として定めていることから、国のガイドラインの改定を踏まえ、県方針の一部を改定した。
- 一方、国のガイドラインのうち、Ⅱ以降の各章は、中学校の部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したものである。県としても、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取り組を進めていく必要があることから、新たに「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定するものである。
- 方針策定に当たり、各市町村において、地域移行の取組を進める際の参考になるよう、地域移行に向けた県、市町村・学校、地域クラブそれぞれの役割分担や取組の方向性を示す「本編」と、具体的な県内の取組事例を類型化して取りまとめる「実践事例集」で構成することとした。

2 方針の性格

- 本方針は、国のガイドラインを踏まえ、学校部活動の地域移行を進めるに当たり、生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その整備に向けた当面の間の考え方や対応の方向性を示すものである。
- 本方針は、当面、国が示した令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間の改革推進期間を対象とする。
- 本方針について、国の動向や改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、改革推進期間終了後、適宜必要な見直しを行うこととする。

3 方針の対象

本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動（合同部活動及び拠点校部活動含む）及び地域クラブ活動を主な対象とする。国立及び私立学校については、本方針を参考にしつつ、学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。

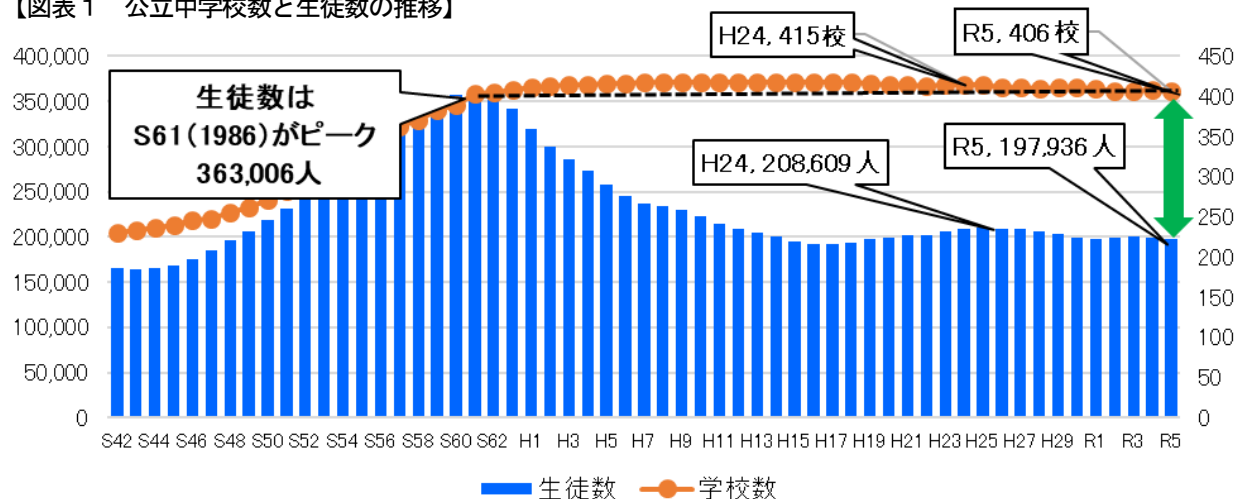
Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

1 少子化の進行状況とその影響

(1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移

- 少子化の進展により、県内の公立中学校等の生徒数は、昭和61年の約36万人をピークに減少している。(図表1)
- 県内の公立中学校の学校数は、生徒数の増加に伴い増えたが、生徒数が減少してもその数は大きく減少していないため、学校の規模は小さくなっている。(図表1)
- 平成24年から令和5年までの11年間で、生徒数は約10,600人減少しており、(図表1)県全体では2校に1校で1つの部活動が廃止されている。(図表2)
- 団体競技では、チーム編制ができないなどの理由から、日常の練習や大会参加を他校と一緒に行う「合同部活動」を実施する学校が増加傾向にある。(図表3、図表4)

【図表1 公立中学校数と生徒数の推移】



(出典：県教育委員会「学校統計要覧」、R5は「公立小・中学校等の児童・生徒数、学級数、教職員数及び公立高等学校等(全日制・定時制)の生徒数、学級数の調査」)

【図表2 ブロック地区別中学校部活動数、入部者数の変化 [平成24年度と令和5年度との比較]

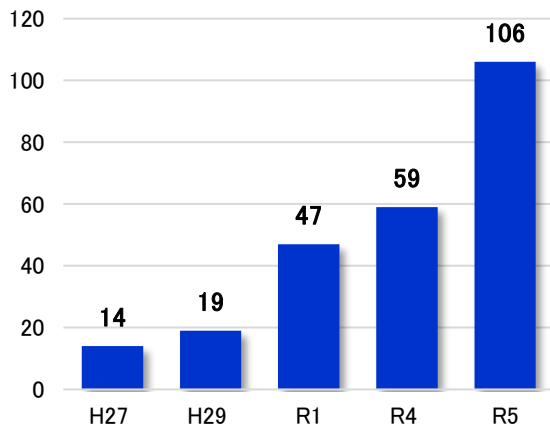
	学校数		横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体
H24	415	部活動数	1,958	836	487	442	545	422	558	305	5,553
		1校当たりの部活動数	13.2	16.4	13.2	13.8	12.4	13.2	12.7	12.2	13.4
		1部当たりの部員数	25.4	23.4	23.7	20.4	23.7	22.6	24.7	19.9	23.8
R5	406	部活動数	1,911	822	462	411	547	417	528	242	5,340
		1校当たりの部活動数	13.0	15.8	12.5	12.8	12.2	12.3	12.0	11.0	12.9
		1部当たりの部員数	24.1	22.8	23.7	19.3	24.0	21.4	23.1	21.1	23.0

※ 三浦市・葉山町は横須賀ブロックに含まれる。

※ 部活動数は、同一競技で男女別で部を設置していない場合も、男女それぞれで計上した合計数。

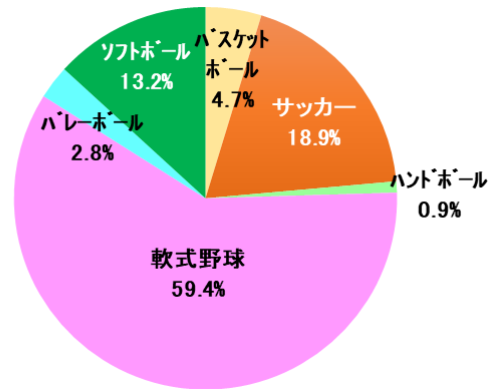
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表3 合同部活動実施校数の推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表4 合同部活動を実施する部活動の割合】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度)

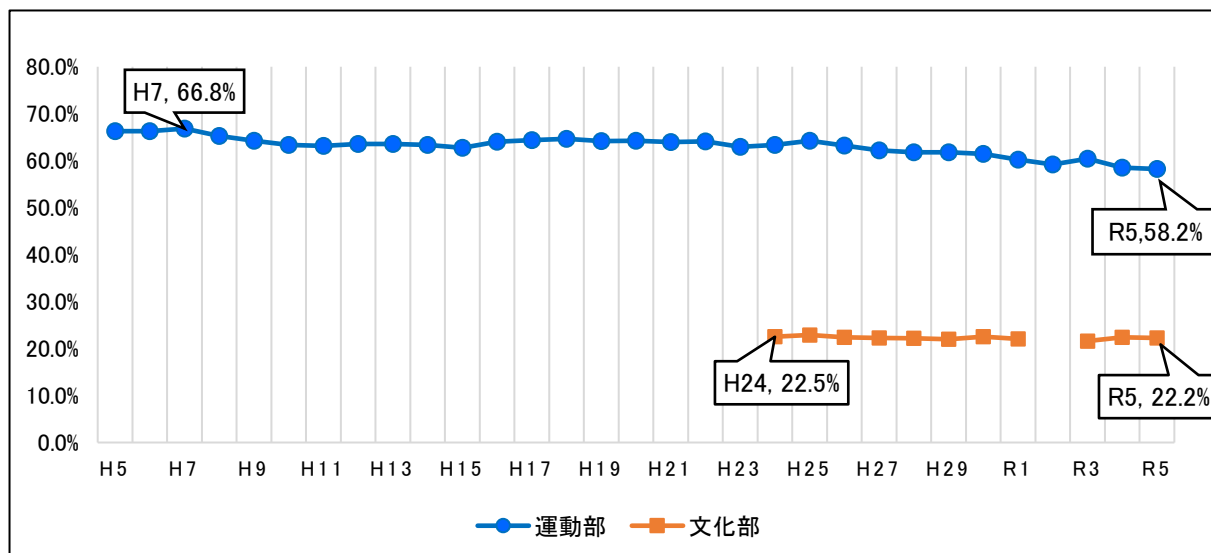
課 題

- 各学校に設置されている部活動数が減ったことで、入りたい部活動が学校にないなど、生徒の部活動の選択肢が狭まり、多様な生徒のニーズに対応できなくなっていることが考えられる。
- 部員数不足で自校の生徒だけでの活動に支障が生じている部活動がある学校については、生徒が継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。

(2) 生徒のニーズと教員の負担感

- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、平成7年度の66.8%をピークに緩やかに減少している。一方、文化部活動の加入率はほぼ横ばいとなっている。(図表5)
- 各公立中学校では、運動部活動、文化部活動ともに多岐にわたる部活動が設置されており、部活動に加入している生徒の約7割が運動部活動、約3割が文化部活動に加入している。(図表6、7)
- 本県の中학생について、「友達と楽しく活動する(32.7%)」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。次いで、「体力・技術を向上させる(22.4%)」「大会・コンクール等でのよい成績を収める(17.8%)」の順に高い。(図表8)
- 公立中学校の運動部・文化部活動の顧問教員は、部活動を指導する上で、長時間勤務を含めた「勤務時間(50.9%)」、生徒のニーズに応える「技術指導(32.6%)」、休日に実施されることが多い「大会・コンクール引率(29.7%)」の順に、負担感を感じている割合が多い。(図表9)
- 公立中学校の運動部活動顧問教員のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。(図表10)
- 公立中学校教員の1週間当たりの平均在校等時間は、いずれの職種も減少しているが、総括教諭及び教諭では、時間外在校等時間が約21時間となっている。(図表11)
- 公立中学校教員の部活動指導に係る勤務時間は、勤務日は38分だが、週休日・休日は2時間22分と長時間となっている。(図表12)

【図表 5 部活動加入率の年次推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表 6 運動部及び文化部の設置数】

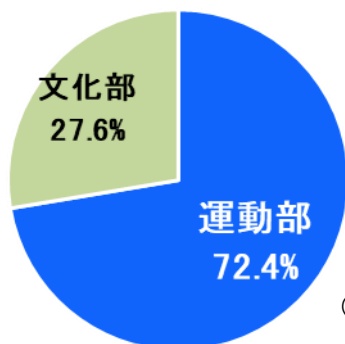
運動部	部活動数	
	男子	女子
バスケットボール	385	391
陸上競技	336	333
ソフトテニス	278	317
卓球	282	257
バレーボール	130	345
バドミントン	214	250
剣道	220	218
サッカー	374	1
軟式野球	364	0
水泳競技	96	96
柔道	79	71
ソフトボール	3	108
ハンドボール	48	41
硬式テニス	16	19
体操競技	10	11
新体操	0	11
ダンス	7	14
相撲	4	0
弓道	2	2
ラグビーフットボール	1	0
空手	0	1
山岳	1	1
バトントワリング	1	2
合計	2,851	2,489

(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/
令和5年度)

文化部	部活動数
美術・工芸	392
吹奏楽部	378
演劇	113
自然科学	96
パソコン	79
合唱	63
調理	60
茶道	51
将棋	30
華道	22
文芸	22
囲碁	21
書道	14
放送	14
写真	13
ボランティア	11
漫画・アニメ	8
日本音楽	6
総合文化	5
器楽・管弦楽	4
軽音楽	4
マーチング・バトントワリング	3
小倉百人一首かるた	1
合計	1,410

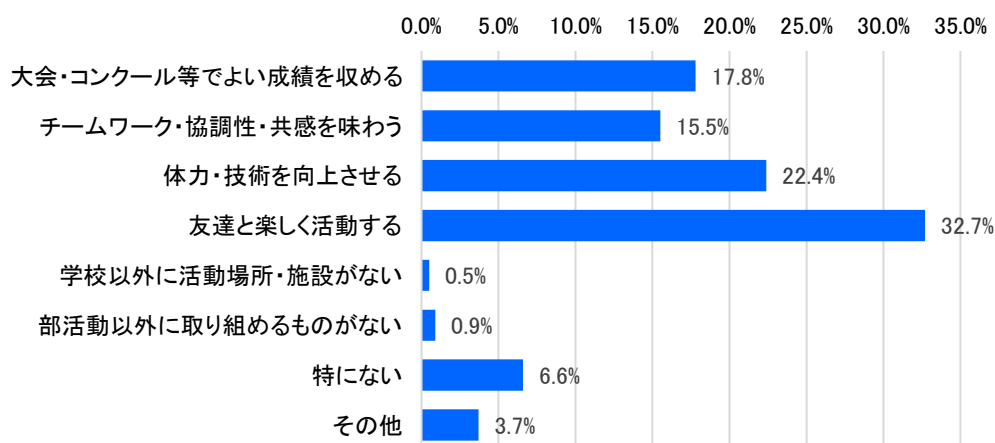
(出典：県教育委員会「令和4年度の文化部活動の実態調査について」/令和4年度)
※ 照会を行った部のみ掲載。また、市町村立中学校の文化部のみ抜粋

【図表7 運動部と文化部の加入人数の割合】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度)

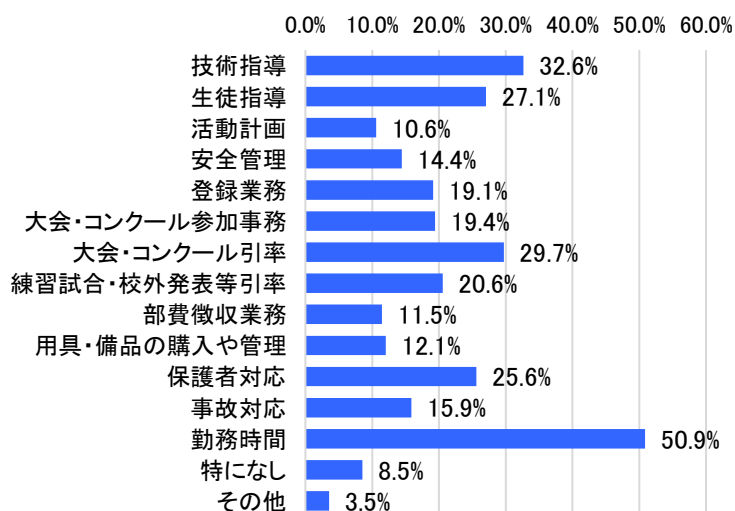
【図表8 部活動に所属している最大の目的】



(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

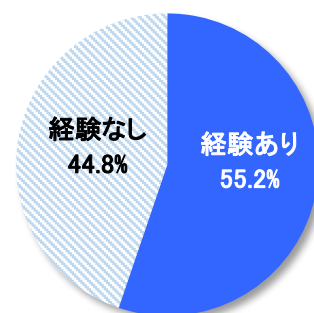
【図表9 部活動を指導する上で負担に感じていること】

(3つまで回答可)



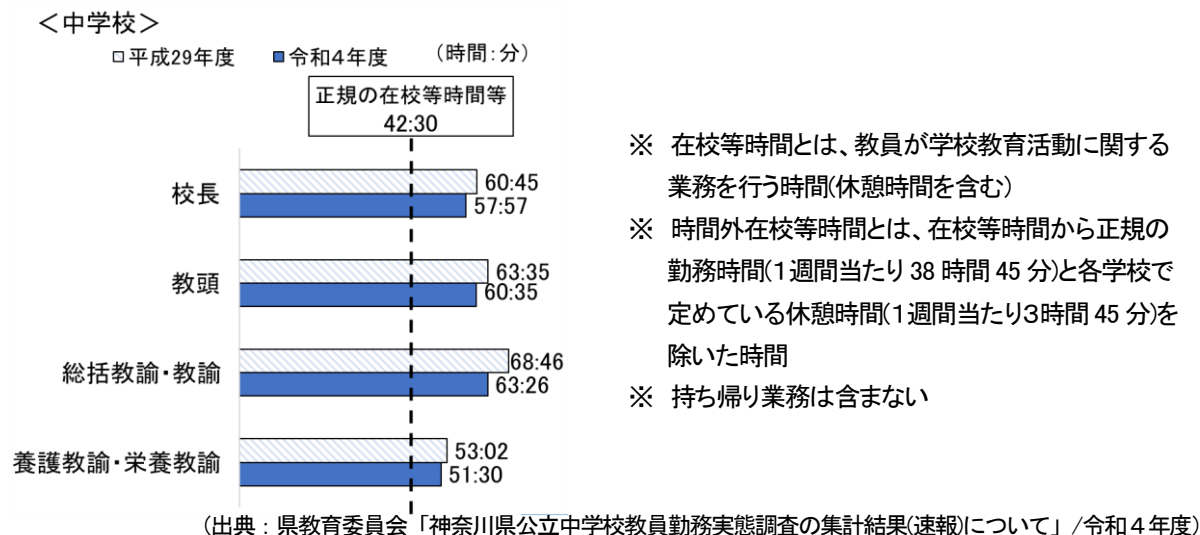
(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

【図表10 顧問教員の競技経験】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度7月時点)

【図表 11 1週間当たりの平均在校等時間】



【図表 12 教員一人当たりの業務内容別の在校等時間】

＜中学校＞

業務内容	勤務日	週休日・休日
児童・生徒の指導	9:19	2:59
うち部活動	0:38	2:22
学校運営にかかわる業務	1:15	0:07
外部対応	0:12	0:00
校外	0:16	0:01
その他	0:06	0:02

(出典：県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

課 題

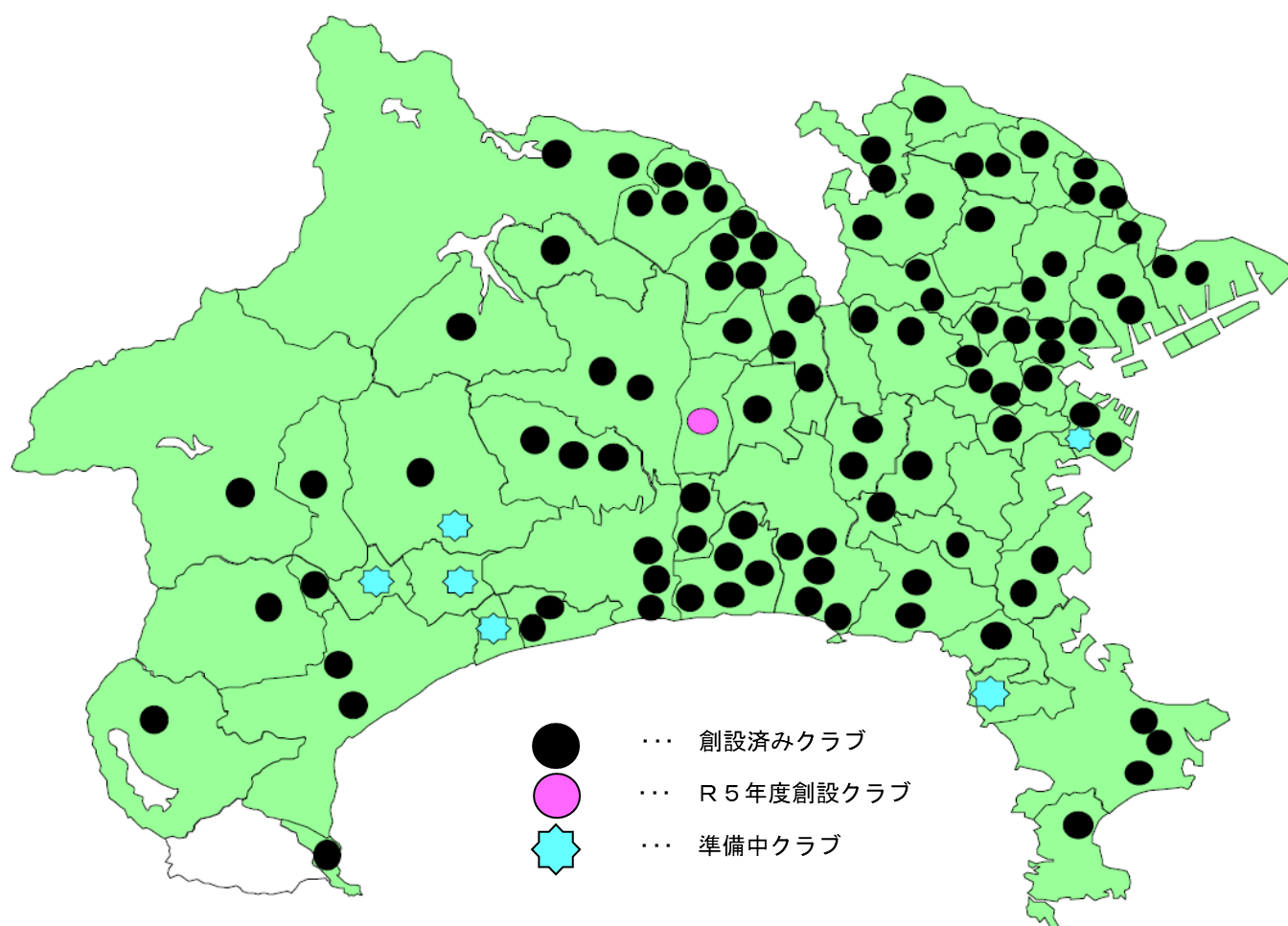
- 同じ部活動の中でも、競技志向が強い生徒とエンジョイ志向が強い生徒が混在していることが考えられ、顧問教員には、それぞれの目的に見合う指導が求められている。
- 運動部、文化部ともに多岐にわたる種目等が設置されており、これらに対応できる多様な外部人材の確保が課題である。
- 競技志向の強い生徒には、専門的な指導が受けられるよう、また、指導経験のない顧問教員の負担軽減を図るよう、学校における顧問決定に当たっては、教員の意向や事情等を十分勘案するとともに、部活動指導員など外部人材の活用を積極的に進めていく必要がある。
- 顧問教員は、部活動の指導に係る長時間勤務や休日勤務を含めた勤務時間について負担を感じていることから、休日の部活動指導や、大会、コンクール等の引率に、必ずしも教員が従事しない体制づくりが必要である。

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況

- 県内における総合型地域スポーツクラブ¹の数は、創設済みが100箇所、創設準備中が6箇所であり、合計32自治体で総合型地域スポーツクラブが創設されている。(図表13)
- 総合型地域スポーツクラブにおいては、中学校の部活動で行われる種目だけでなく、多様なスポーツ活動が行われている。一方で、1つのクラブで行っている種目数は、5種目未満のクラブが半数以上となっている。また、県内のほぼ全域で5種目未満のクラブの割合が高くなっており、種目別に見るとサッカーやバスケットボールを行っているクラブが比較的多い。(図表14、15)

【図表13 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



(出典：県スポーツセンター調べ/令和5年8月時点)

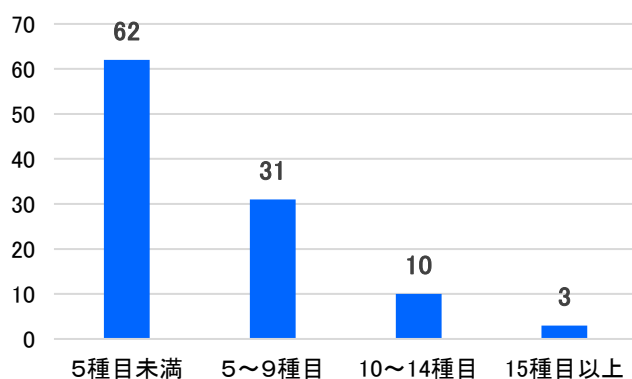
¹ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとして、平成7年度から育成が開始された。

【図表 14 県内の総合型地域スポーツクラブで行われている主な種目】

20 以上のクラブで行われている種目	健康体操、サッカー、バスケットボール、ヨガ、体操（器械体操・新体操・トランポリン）、バドミントン、フットサル
10 以上のクラブで行われている種目	ウォーキング（ノルディック・ウォーキング等を含む）、ダンス（ジャズダンス・社交ダンス・フォークダンス・民謡踊り等を含む）、バレーボール、陸上競技、エアロビクス、グラウンドゴルフ、卓球、テニス、フィットネストレーニング、野球、ソフトテニス
10 未満のクラブで行われている種目	インディアカ、親子リトミック、カヌー、空手、キンボール、剣道、3B体操、水泳、スキー、スポーツ吹矢、ソフトバレーボール、ソフトボール、太極拳、ターゲット・バードゴルフ、登山・クライミング、ドッジボール、バウンドテニス、パラスポーツ（ポッチャ等）、パークゴルフ、ビーチバレー、フラダンス、ペタンク、ボウリング、ラグビーフットボール、ランニング（ジョギング）、その他

（出典：県スポーツ課調べ/令和5年8月時点）

【図表 15 活動種目数別総合型地域スポーツクラブ数】



（出典：県スポーツ課調べ/令和5年8月時点）

（2）県内のスポーツ少年団の状況

- 県内におけるスポーツ少年団²の数は、令和5年2月時点で合計団数は332、団員数は6,826人であり、うち男子が4,652人、女子が2,174人で男子の団員が多い。（図表16、17）
- スポーツ少年団の活動は、主に地域の小・中学校や公共スポーツ施設等で行われている。

【図表 16 県内のスポーツ少年団の登録状況】

団数	団員数		
	男子	女子	計
332	4,652	2,174	6,826

（出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録（市町別：団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数）」/令和5年2月1日時点）

² スポーツ少年団：青少年の健全育成を目的とし、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団であり、幼児から高校生まで加入することができる。2020年時点では中学生以上の団員の登録数は全国で約7万5千人。

【図表 17 県内市町村別のスポーツ少年団の登録状況】

		団数、指導者、役員・スタッフ					団員数
No.	市町村	団数	指導者	(内、JSPO公認指導者)	役員・スタッフ	計	全体
1	横浜市	28	82	(42)	59	141	498
2	川崎市	36	96	(33)	37	133	670
3	相模原市	40	134	(51)	39	173	626
4	横須賀市	27	79	(23)	45	124	536
5	平塚市	5	20	(9)	6	26	56
6	鎌倉市	2	7	(2)	2	9	47
7	藤沢市	55	180	(54)	66	246	1,391
8	小田原市	13	60	(29)	35	95	241
9	茅ヶ崎市	23	115	(15)	81	196	730
10	逗子市	7	31	(7)	13	44	136
11	三浦市	1	2	0	3	5	5
12	秦野市	9	43	(10)	31	74	177
13	厚木市	13	48	(21)	30	78	232
14	大和市	13	66	(9)	31	97	199
15	伊勢原市	15	69	(13)	25	94	400
16	海老名市	6	19	(7)	7	26	136
17	座間市	12	90	(19)	36	126	287
18	綾瀬市	4	17	(6)	2	19	75
19	寒川町	9	34	(23)	8	42	155
20	大磯町	3	6	0	4	10	70
21	湯河原町	4	9	(3)	6	15	79
22	愛川町	6	13	(6)	0	13	58
-	未設置(葉山町)	1	4	(3)	0	4	22
合計		332	1,224	(385)	566	1,790	6,826
令和3年度		342	1,261	(222)	643	1,904	6,940
増減		-10	-37	163	-77	-114	-114

(出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録(市町村別：団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数)」/令和5年2月1日時点)

(3) 県内のスポーツ指導者数の状況

■ 県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者³登録者数は11,647人、うちスポーツ指導者基礎資格登録者は497人、競技別指導者資格登録者は9,365人である。(図表18)

【図表 18 県内の公認スポーツ指導者資格保持者】

総数	スポーツ指導者基礎資格	競技別指導者資格												その他資格	
	コーチングアシスタント	合計	小計	スタートコーチ			小計	コーチ				小計	教師		
				スポーツ少年団	教員免許所持者	競技別		コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4		教師		上級教師
11,647	497	9,365	170	125	14	31	8,896	6,198	637	1,547	514	299	232	67	1,785

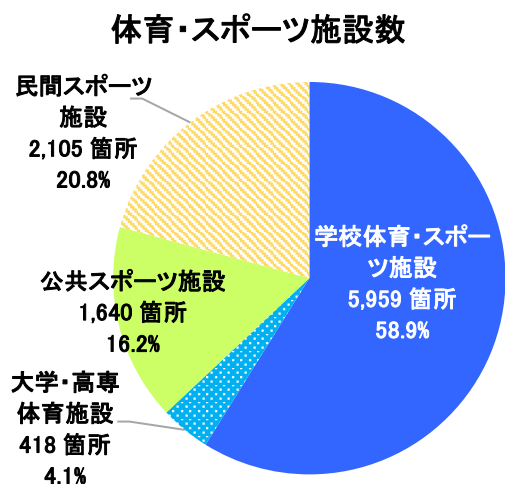
(出典：公益財団法人日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者認定者数都道府県別一覧」/令和4年10月1日時点)

³ 公認スポーツ指導者：スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードの考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者

(4) 県内の体育・スポーツ施設の状況

- 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設が占めている。県内中学校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えない状況である。(図表 19)

【図表 19 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】



総数	学校体育・スポーツ施設					大学・高専体育施設	公共スポーツ施設			民間スポーツ施設
	計	小学校	中学校	高等学校等	専修・各種学校		計	公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設	社会体育施設	
10,122	5,959	2,535	1,697	1,667	60	418	1,640	55	1,585	2,105

(出典：政府統計ポータルサイト e-Stat 「令和3年度体育・スポーツ施設現況調査」内のデータを集計)

(5) 県内の公民館・文化施設の状況

- 各地域における文化芸術等活動が実施可能な公民館などは、県内中学校の部活動数に対して少ない。(図表 20、21)

【図表 20 公民館及び類似施設の設置状況】

	計
公民館	156
類似施設	139

※「公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典：神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

【図表 21 県内の劇場、音楽堂等数】

	計	県施設	市町村施設	民間施設
劇場、音楽堂数※	71	4	62	5
下段は指定管理施設内数	57	4	53	—

※ 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数 300 席以上のホールを持つ施設

(出典：文部科学省令和 3 年度社会教育調査/令和 3 年 10 月 1 日現在)

(6) 地域学校協働活動⁴の状況

- 各市町村においては、学校運営等にかかる支援などの地域学校協働活動が行われているが、地域学校協働活動の一環として、スポーツ・文化芸術等活動の支援を実施しているのは一部の中学校にとどまっている。

課 題

- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団については、クラブが設置されていない自治体があるなど、市町村の団体数には偏りがある。また、団体ごとに規模が異なり、総合型地域スポーツクラブでは、活動種目数が 5 種目未満のクラブが半数以上となっている。
- 県内の公認スポーツ指導者資格登録者について、地域クラブや学校部活動の指導に携わることができる人材を確保することが課題である。
- スポーツ・文化施設ともに、県内中学校の部活動数と比べて、学校以外の施設は十分ではないため、地域クラブ活動の拠点においても、多くのクラブが学校施設を利用することが想定される。

⁴ 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

Ⅲ 本県における地域移行について

1 基本的な考え方

公立中学校における休日の部活動の地域への移行を進めるに当たり、次の4点を基本的な考えとして取組を推進する。

(1) 持続可能な活動環境の整備

これまでに培ってきた学校部活動の意義を継承しながらも、競技・大会志向だけでなく子どもたちの志向や体力の状況に適した活動を確保する。また、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術等の活動に親しむことができるよう、発達段階やニーズの多様性を踏まえた、持続可能な活動の環境を整備していくことで、休日の部活動指導に係る教員の負担軽減を目指す。

(2) 部活動指導員と外部指導者の活用

教育委員会やスポーツ・文化関係団体、保護者、民間企業、大学等の連携・協力のもと、まずは公立中学校の休日の部活動について、部活動指導員や外部指導者の活用等による地域連携や地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動等」という。）への移行を進める。

(3) 地域の実情に応じた取組

地域ごとに部活動指導を担う人材や施設等の地域資源、生徒規模等の実情や課題は様々であることから、各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できることから取組を進める。

(4) 先行事例の波及

県は、積極的に取り組む市町村の先行事例を他の市町村にも波及させることで、県全体の地域移行を推進する。

2 地域移行を進める体制づくり

目 標

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します。

(1) 協議会等の検討体制の整備

県の役割

- 知事部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の活動環境を整備し、取組を推進する。
- 県内市町村における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向けた支援等を行う。
- 地域クラブ活動等が円滑に進むよう、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の方針を策定、提示し、県内各地域の実情を踏まえつつ見直し・検討を図る。
- 市町村の首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、県内外の先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報連絡会を開催する。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、県内市町村の状況や新たな取組について、積極的に取り組む市町村の事例を県内関係者に広く周知を図ることで、成果を波及させる。

市町村・学校の役割

- | | |
|-------------|--|
| 市
町
村 | <ul style="list-style-type: none">■ 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。■ 域内の学校における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向けた支援等を行う。■ 協議会等においては、子どもたちの活動機会を確保する観点から、アンケートやヒアリング等を実施し、保護者や子どもたちのニーズや課題の把握に努める。■ 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、周知を図る。■ 休日の学校部活動の段階的な地域移行が進むよう、方針等を策定する場合は、地域の実情を踏まえつつ、国のガイドラインや県の方針を参考にすることが望ましい。 |
|-------------|--|

	■ 地域や学校、地域クラブ、関係団体等に対し、部活動の地域移行に係る理解を深めるための説明会等を実施するなど、広く情報を周知するよう努める。
学校	■ 生徒や保護者に対して、部活動の地域移行に係る情報提供を図り、自校の部活動の在り方について理解が深まるよう努める。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備に参画する。
- 県・市町村が開催する協議会等に参加し、積極的に情報収集に努め、緊密な連携体制を構築する。

(2) 指導者の確保

県の役割

- 県スポーツ協会や各競技団体、各文化芸術団体等の協力のもと、各地域において専門性や資質を有する指導者を発掘・把握する。また、地域クラブ活動運営団体・実施主体が円滑に指導者の確保を行うことができるように、市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備する。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、兼職兼業の許可を得れば指導することができることから、各市町村教育委員会に規定や運用の改善について情報を提供する。
- 地域クラブ指導者等を対象に日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認指導者制度等の周知を行うとともに、スポーツ・文化芸術等の地域クラブ指導者等を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施し、大学及び団体等と連携しながら、指導者の資質向上の取組を進める。

市町村・学校の役割

- | | |
|-----|--|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握するとともに、指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善について検討を行い、ガイドラインや要綱等を整理し、学校への周知を図る。 ■ 地域クラブ指導者等を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施するとともに、研修会への参加や資格の取得を促す等、指導者の資質向上の取組を進める。 ■ 地域クラブ活動等での様々なトラブルに対する相談体制を構築する。 ■ 地域人材の中から、地域クラブ活動等の指導員となり得る人材を発掘する。 ■ 参加者が居住する地域の特性等について、指導者が理解を深めるための取組を実施する。 |
|-----|--|

学 校	■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握する。 ■ 兼職兼業の許可を得た教員等の負担が増加しないよう、適切な服務監督を行う。 ■ 地域や保護者に対して、地域クラブ活動の指導者となり得る人材の確保にあたり、情報提供を行う。
--------	--

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供や、県が整備する人材バンク等の活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保する。
- 地域クラブの指導者は、県や市町村が実施する研修のほか、各種研修に参加することで、体罰やハラスメントのない適切な指導等ができるよう指導者としての資質向上に努める。

3 段階的な地域移行に向けた取組

目 標

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保障と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます。

(1) 適正な運営体制の整備

県の役割

- 地域クラブ活動等に取り組む時間、休養日について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間とすることが重要であることから、「神奈川県为学校部活動に関する方針」に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
- 各地域の実情にあった地域クラブ活動等が持続可能なものとなるよう、国に財政的な支援を強く要望する。

市町村・学校の役割

- | | |
|-------------|--|
| 市
町
村 | ■ 関係者の協力を得て、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。 |
| | ■ 地域クラブ活動等が適正に行われるよう、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行う。 |
| | ■ 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との調整を行い、地域移行を円滑に進めるために、関係者間の調整等において中心的な役割を果たすコーディネーターなどを活用することが望ましい。 |
| | ■ 地域クラブ活動等に取り組む時間について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間とすることが重要であることから、各市町村が策定する方針に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。 |
| | ■ 所管する公共のスポーツ・文化施設のほか、県内の施設の状況から学校施設についても、地域クラブ等が利用する場合の手続を簡便にするなど、利便性の向上に努める。 |
| | ■ 学校施設の休日の利用については、地域クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用具保管場所の提供や鍵の受け渡し等の業務を教職員が担う必要がないよう、調整を図る。 |
| | ■ 地域クラブが利用しやすい工夫をする等、地域に開かれた環境づくりに努める。 |

学 校	■ 校内の部活動の運営状況や顧問教員の状況等を把握し、地域クラブ活動との連携において、課題が見られる場合には、地域の協力を得ながら、生徒の活動環境を確保していく。 ■ 学校施設を利用する地域クラブと連携を図り、学校が策定した利用ルールを理解を得る。 ■ 平日と休日の活動が円滑につながるように、顧問教員と外部指導者等の間で、部活動の内容のほか、必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。
--------	---

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 国のガイドライン、県や市町村及び学校の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を遵守し、生徒それぞれの志向に合った活動や、障がいのある、なしに関わらず、すべての子どもが共に学び、共に育つことを通して、お互いを理解し、尊重し合える活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約の策定、人員体制の整備等を行う。
- 活動の運営方針、年間・毎月の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、関係者に対する公表を適切に行う。
- 保護者が安心して地域クラブに子どもを任せられるよう、活動に係る費用や健康・安全面、緊急連絡先の確認等、保護者との適切な連携体制を整備する。
- 地域クラブ活動の運営・活動に伴う保護者への負担が、過度にならないよう配慮し、クラブ内の体制を整える。
- 実施する活動の内容を踏まえ、施設の規模、安全性、生徒の移動、生徒の経費負担等、総合的な観点から利用する施設を選定する。
- 施設の利用に当たり、施設の利用規程や施設管理者の指導を遵守する。
- 活動に使用する用具等の帰属を把握し、用具等が適切に管理、使用されるよう努める。
- 平日と休日の活動が円滑につながるように、外部指導者等と顧問教員の間で、部活動の内容のほか、必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。

(2) 地域クラブ活動等に係る費用、保険

県の役割

- 地域クラブ活動等に係る県立施設の使用料を国の支援を活用し、低廉な額とするなど、利用しやすい環境整備に努める。
- 生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を推奨する。

市町村・学校の役割

- | | |
|-----|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動等に係る施設の整備や使用料について、国の支援を活用し、利用しやすい環境整備に努める。 ■ 地域クラブ活動等に生徒が参加する際の移動については、安全かつ費用負担の少ない利便性を考慮した交通手段を検討する。 ■ 経済的に困窮する家庭に対して、国の支援を活用し、地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。 ■ 参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動に関する問い合わせが、生徒や保護者等からあった場合は、地域クラブと連携し情報提供に努める。 |

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、保護者にとって過度な負担とならないよう適切な会費を設定する。
- 参加者の費用の負担を軽減するために、寄付を受ける仕組みづくりを検討する等、参加者の活動機会を確保できるよう対策を検討する。
- スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえ、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 活動の分野・競技特性等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の保険を選定し、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付ける。

※ 公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ庁からの要請を受け、スポーツ安全保険（文化活動を含む）について、災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるように改善を行っている。そのため国が推奨している保険制度を活用することが望ましい。

4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

目 標

中学校の部活動で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します。

県の役割

- 県中体連等の大会参加について、希望する地域クラブ等が大会に参加できるよう、参加資格の緩和など主催者と協議する。
- 文化芸術等の活動のコンクール等への参加について、各種部門の特性等を踏まえ、生徒が参加できるよう主催者と協議する。
- 大会等に参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期や試合数などについて、生徒の体調管理を優先して実施するよう主催者と協議する。

市町村・学校の役割

市 町 村	■ 大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。
	■ 外部指導者による大会等の引率について、希望する生徒が大会に参加できるよう各校に柔軟な対応を促す。
	■ 中学生が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等への参加及び運営に従事することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
学 校	■ 地域クラブの一員として大会に参加する生徒に関する情報を把握する。
	■ 生徒が参加する大会数について、市町村と連携を図り、実情の報告や情報共有を行う。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 参加しようとする大会等の規程を十分に了知するとともに、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。
- 大会等の引率は、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の指導者等（地域クラブ活動に従事する部活動指導員、兼職兼業の教員等を含む）が行う。
- 大会等への参加に当たり、生徒の体調管理、安全確保に努めるものとし、保護者への連絡体制を整備するとともに必要に応じて事故対応マニュアル等の策定を行う。

【参考 神奈川県中学校体育連盟の取組】

県中学校体育連盟では、県中学校総合体育大会等への参加資格について、次のような見直しを行っている。

- 地域クラブ活動等の大会参加を認める。
- 拠点校部活動の大会参加を認める。
- 地域指導者の大会への生徒引率及び監督を認める。

IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

■ 本方針は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において部活動改革を推進していくためには、複雑に絡み合う諸課題を解決していく「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としている。

■ このため、各市町村においては、学校ごと、部活動ごとの実情に応じて最適な方法を検討し、取り組んでいくことが大切である。

(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー

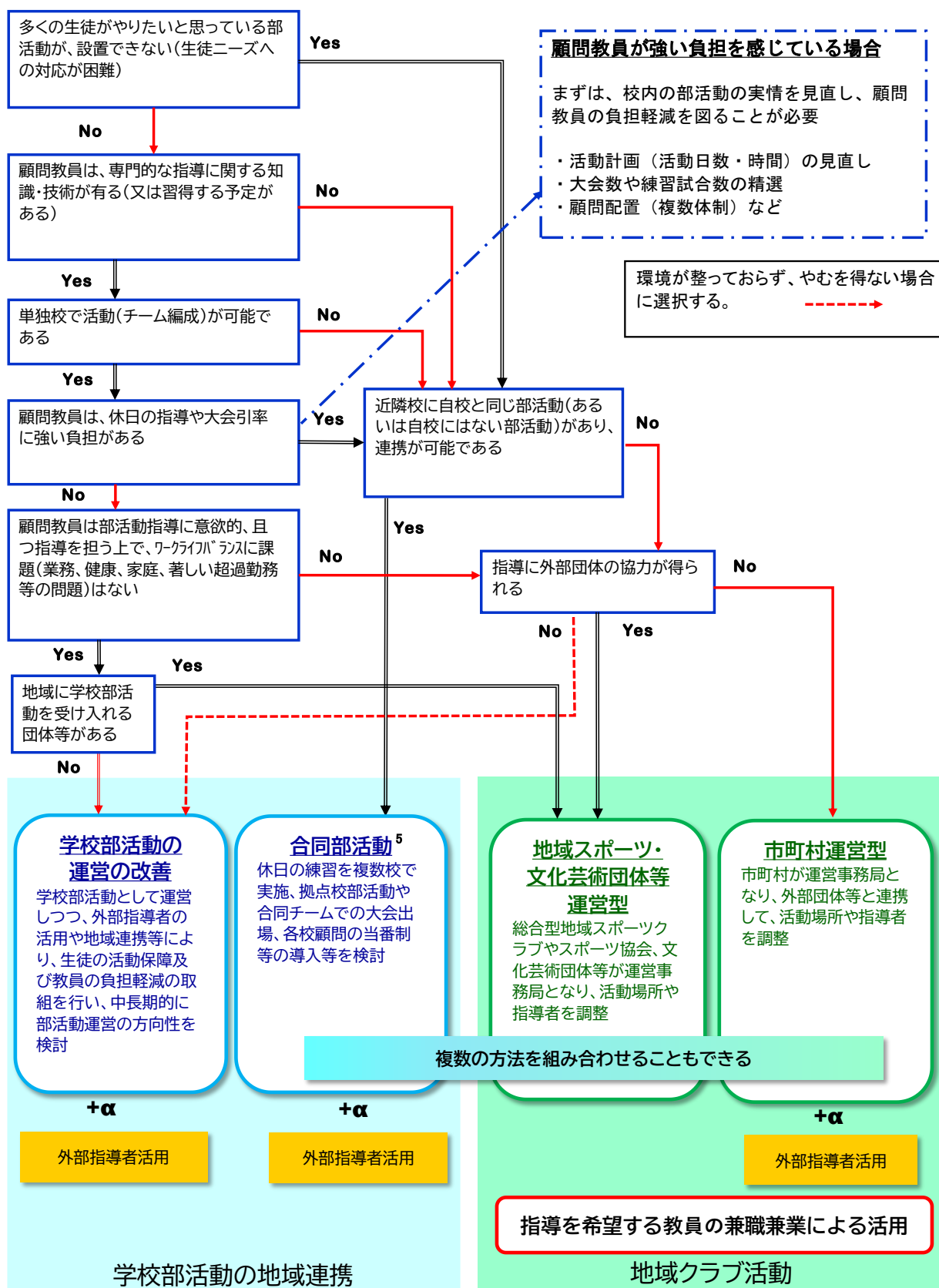
■ 各市町村においては、学校や部活動ごとの実情に照らして、地域クラブ活動あるいは地域連携の方向性を検討する上で、検討フロー（23 ページ）を参考にすること。

■ なお、各選択肢について、明確に「Yes」「No」を判断することが難しい場合は、あくまで目安とすること。

■ フロー図で検討した結果が、必ずしも方向を決定づけるものではないことに留意すること。

【図 検討フロー】

※フロー図で検討した結果が、必ずしも方向を決定づけるものではないことに留意すること。



⁵ **合同部活動**：単独校でチーム編成ができない場合等に、複数校で日頃の活動や大会参加を行う形。拠点校部活動は、合同部活動を行う複数校のうち1校を拠点校とする活動の形。

(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型（国のガイドライン）

下表は、国のガイドラインにも示されている「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型例」である。ただし、必ずしもこの型に当てはめなければならないものではなく、それ以外の型や方法を模索していくことも考えられる。地域の実情を踏まえて、最適な進め方を検討し、柔軟に取り組んでいくことが重要である。また、文化芸術団体等についても、参考となるものである。

類型例		運営形態
区分	運営型	
市町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体・文化芸術団体等連携型	市区町村が競技団体・文化芸術団体等と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会・文化芸術団体等運営型	体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

※ 各類型に示した体制イメージは、スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」（令和4年11月）に基づき、一部改変

市町村運営型

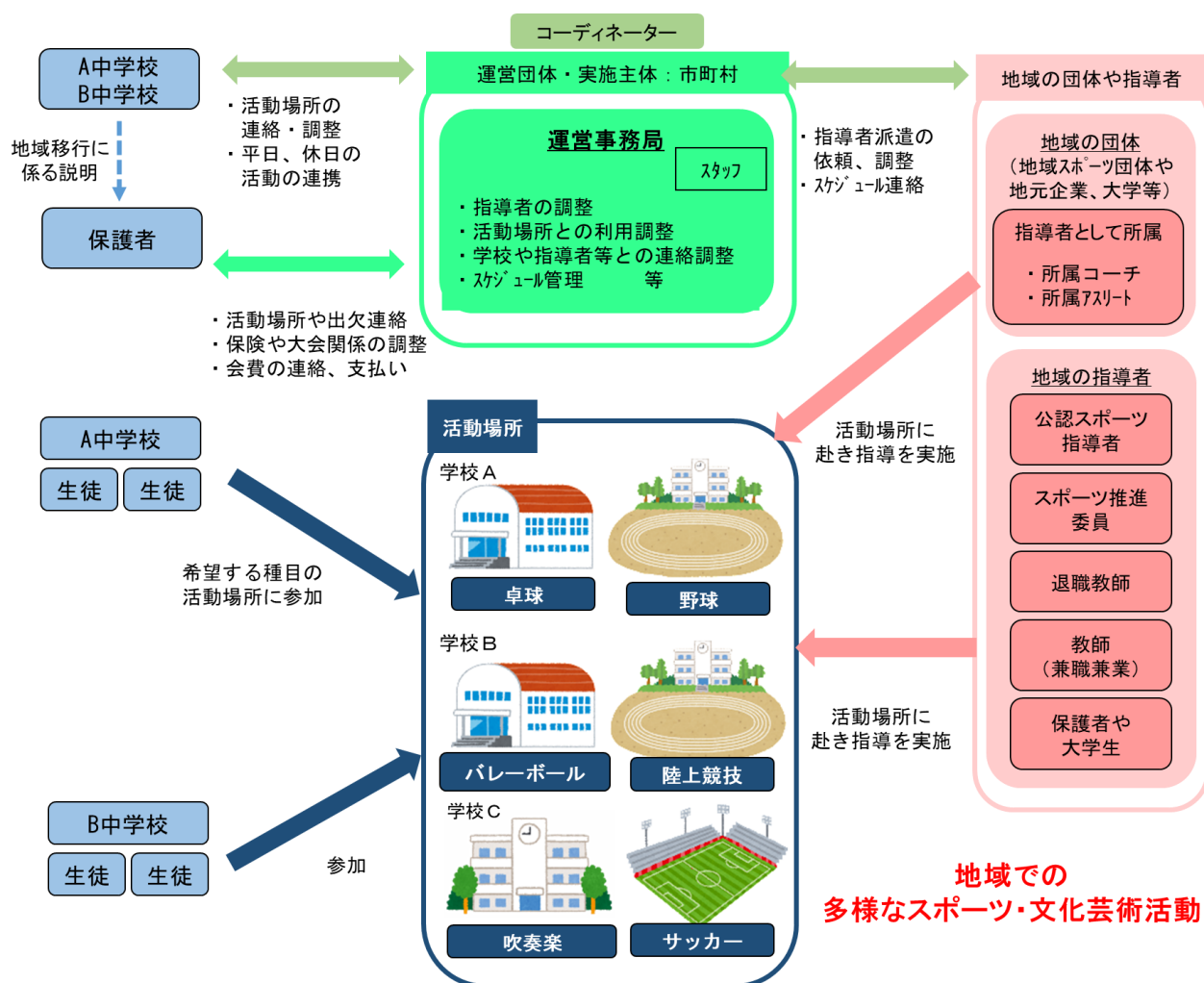
地域団体・人材活用型

市町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

・市町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

体制イメージ



（参考：スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
（令和4年11月））

任意団体設立型

- ・一般社団法人や協議会からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・運営事務局は地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

市町村

- 兼職兼業に係る連絡・調整
- 活動場所の連絡・調整
- 日常業務の連絡

市町村

創設

コーディネーター

運営団体・実施主体：任意団体

運営事務局

スタッフ

- 指導者の調整
- 活動場所との利用調整
- 学校や指導者等との連絡調整
- スケジュール管理 等

- 指導者派遣の依頼、調整
- スケジュール連絡

地域の団体や指導者

地域の団体
(地域スポーツ団体や地元企業、大学等)

指導者として所属

- 所属コーチ
- 所属アスリート

地域の指導者

- 公認スポーツ指導者
- スポーツ推進委員
- 退職教師
- 教師(兼職兼業)
- 保護者や大学生

活動場所

学校 A

合唱

サッカー

学校 B

バレーボール

野球

社会体育施設

レクリエーション

複数種目

参加者

A中学校

B中学校

生徒

希望する種目の活動場所に参加

活動場所へ赴き指導を実施

地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(令和4年 11 月))

市町村運営型

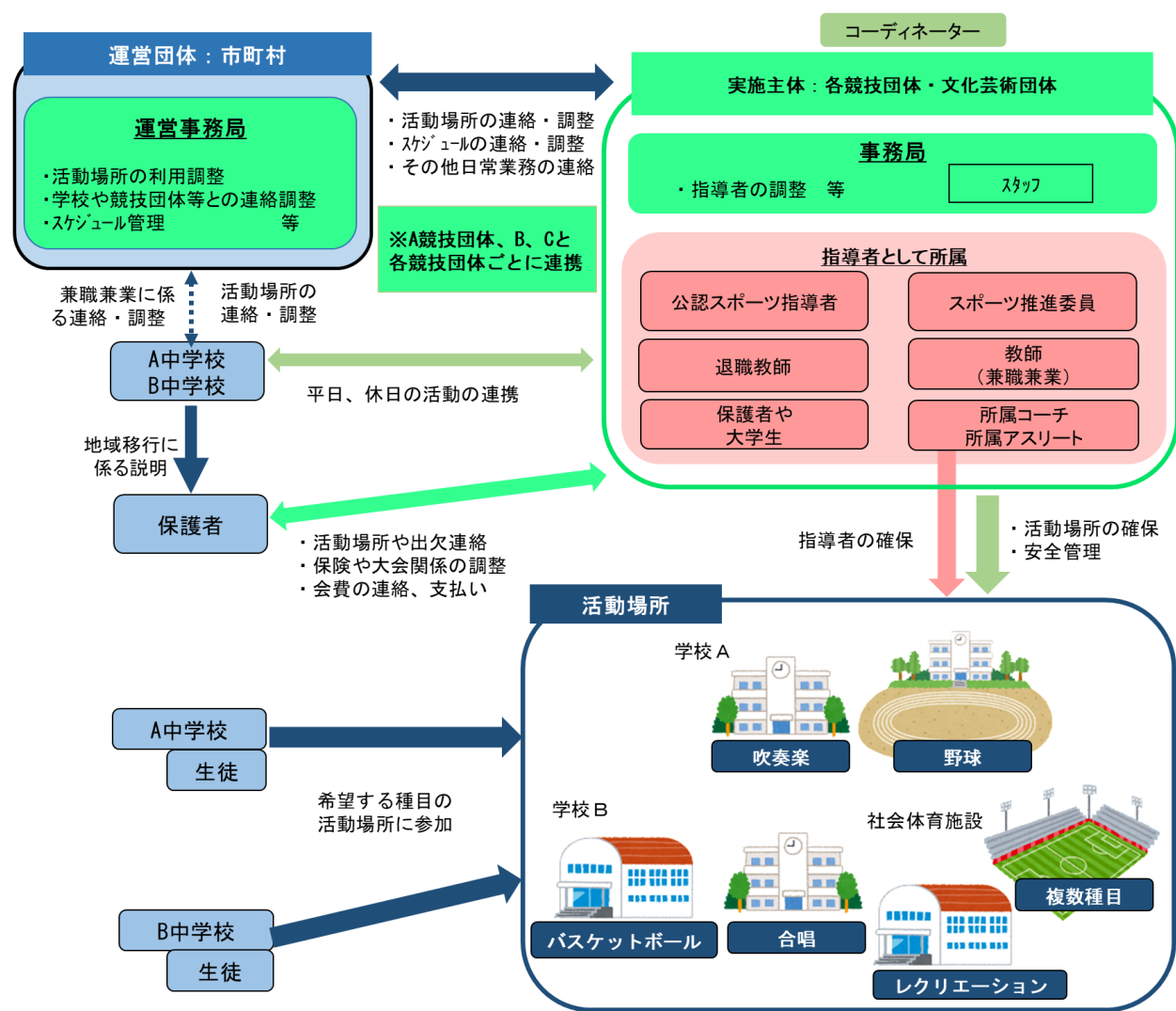
競技団体・文化芸術団体等連携型

市町村が運営事務局となり、競技団体・文化芸術団体と連携

・市町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体・文化芸術団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体・文化芸術団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、競技団体・文化芸術団体に所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

（参考：スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
（令和4年11月）

地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

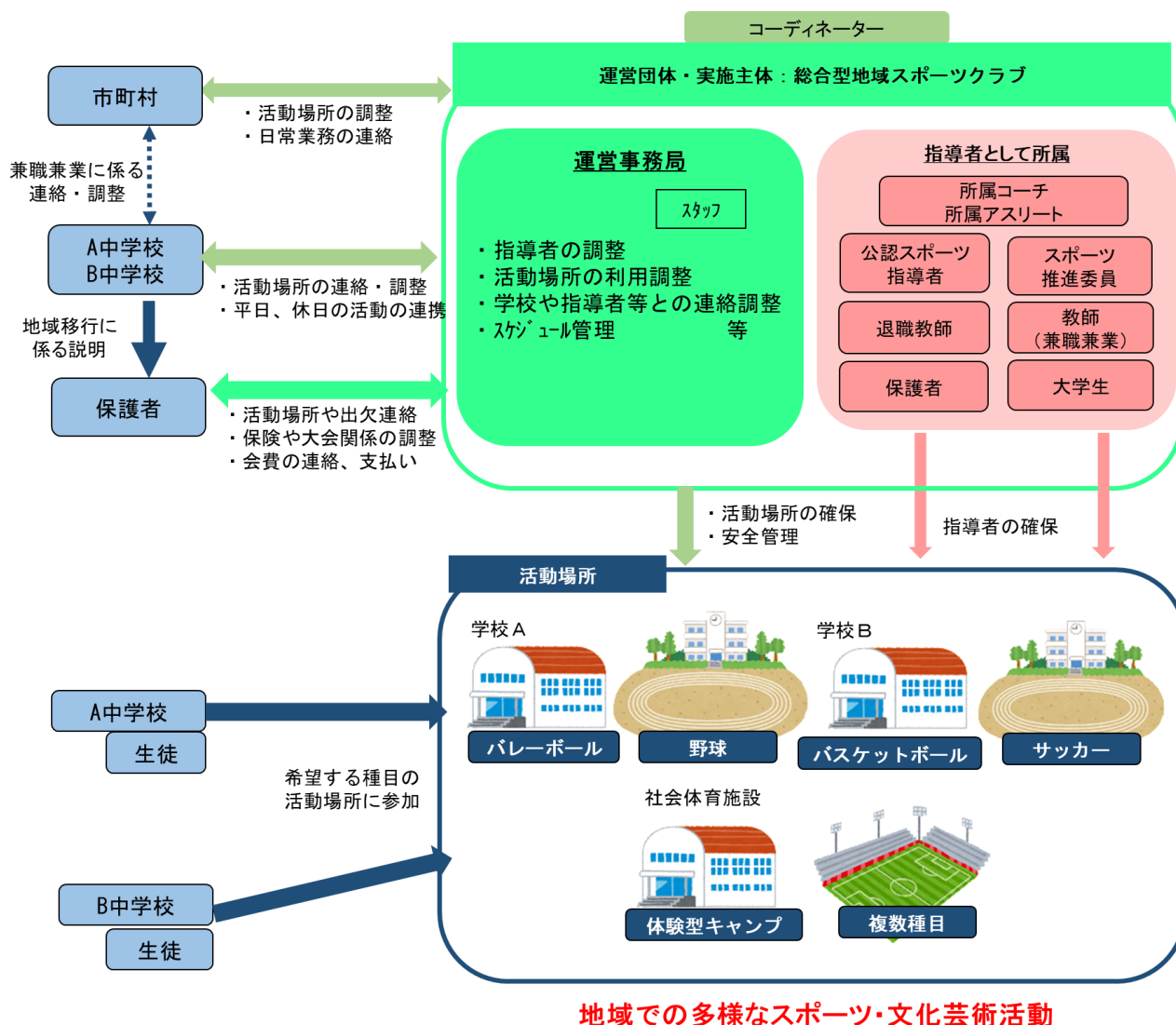
総合型地域スポーツクラブ運営型

総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

・市内一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

体制イメージ



(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

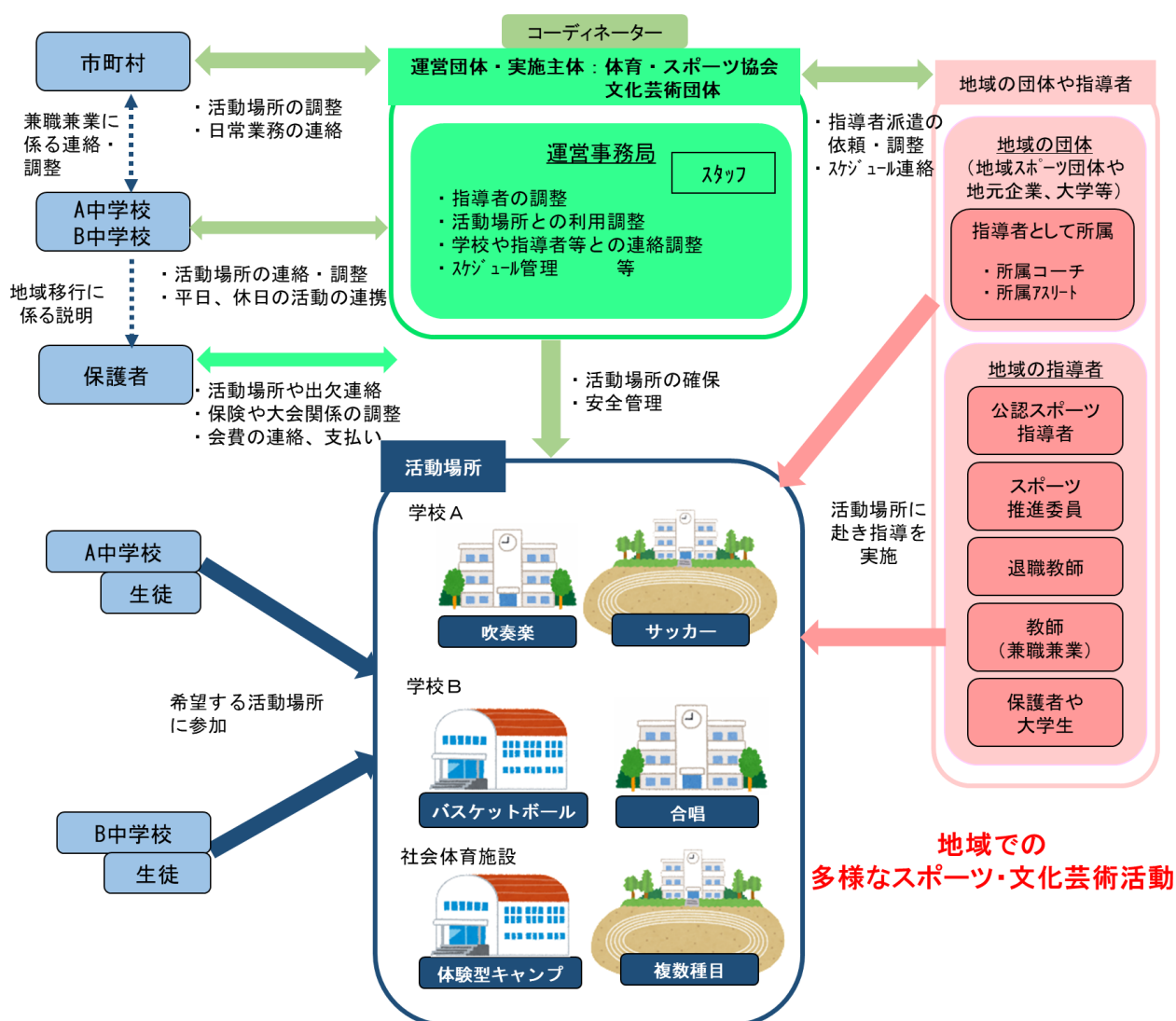
体育・スポーツ協会・文化芸術団体等運営型

体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営事務局として、地域や中学校等と連携

・体育・スポーツ協会及び文化芸術団体等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体・文化芸術団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・体育・スポーツ協会、文化芸術団体は、地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

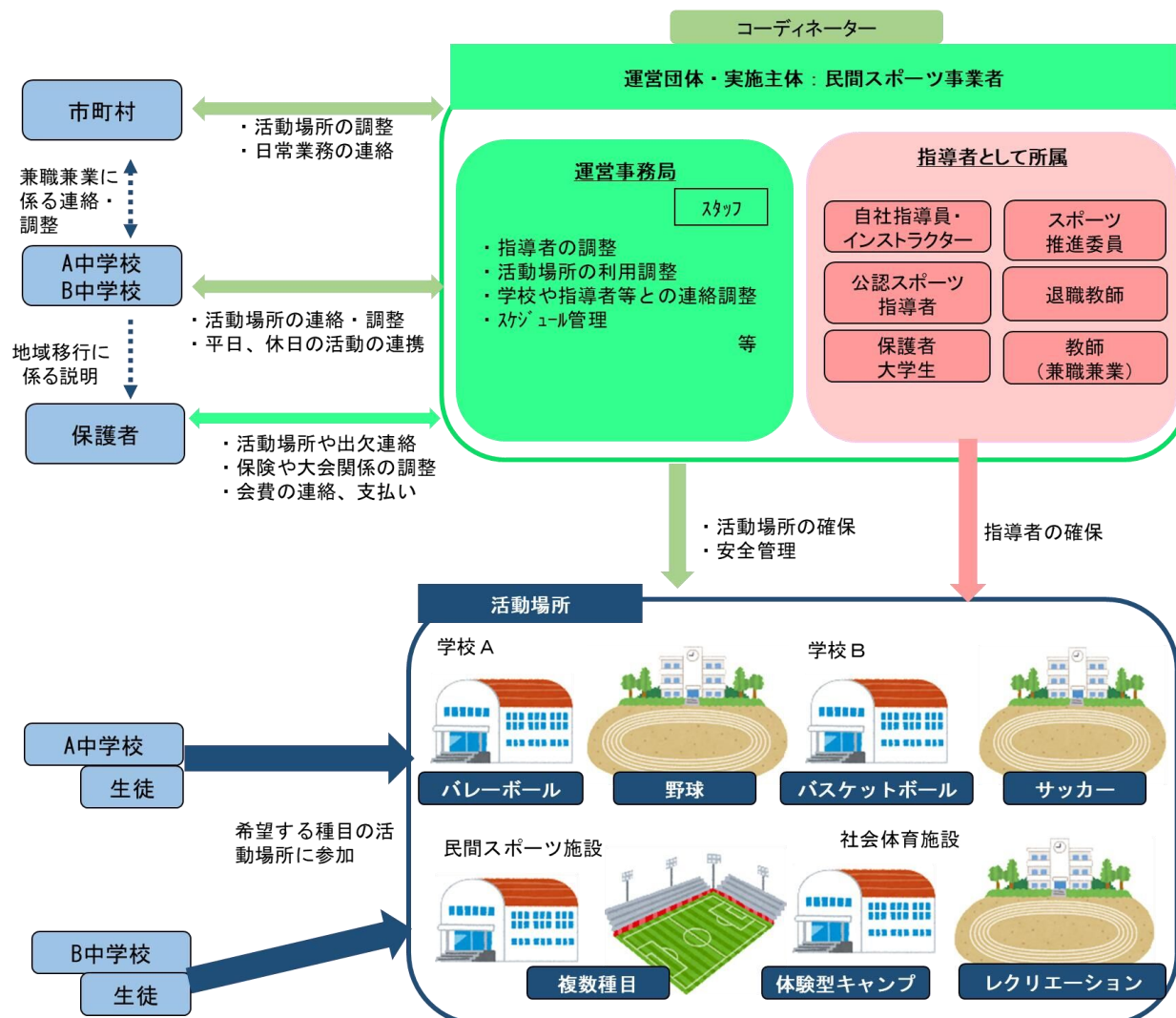
民間スポーツ事業者連携型

民間スポーツ事業者が運営事務局として、地域や中学校等と連携

・民間スポーツ事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、民間スポーツ事業者に所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

その他

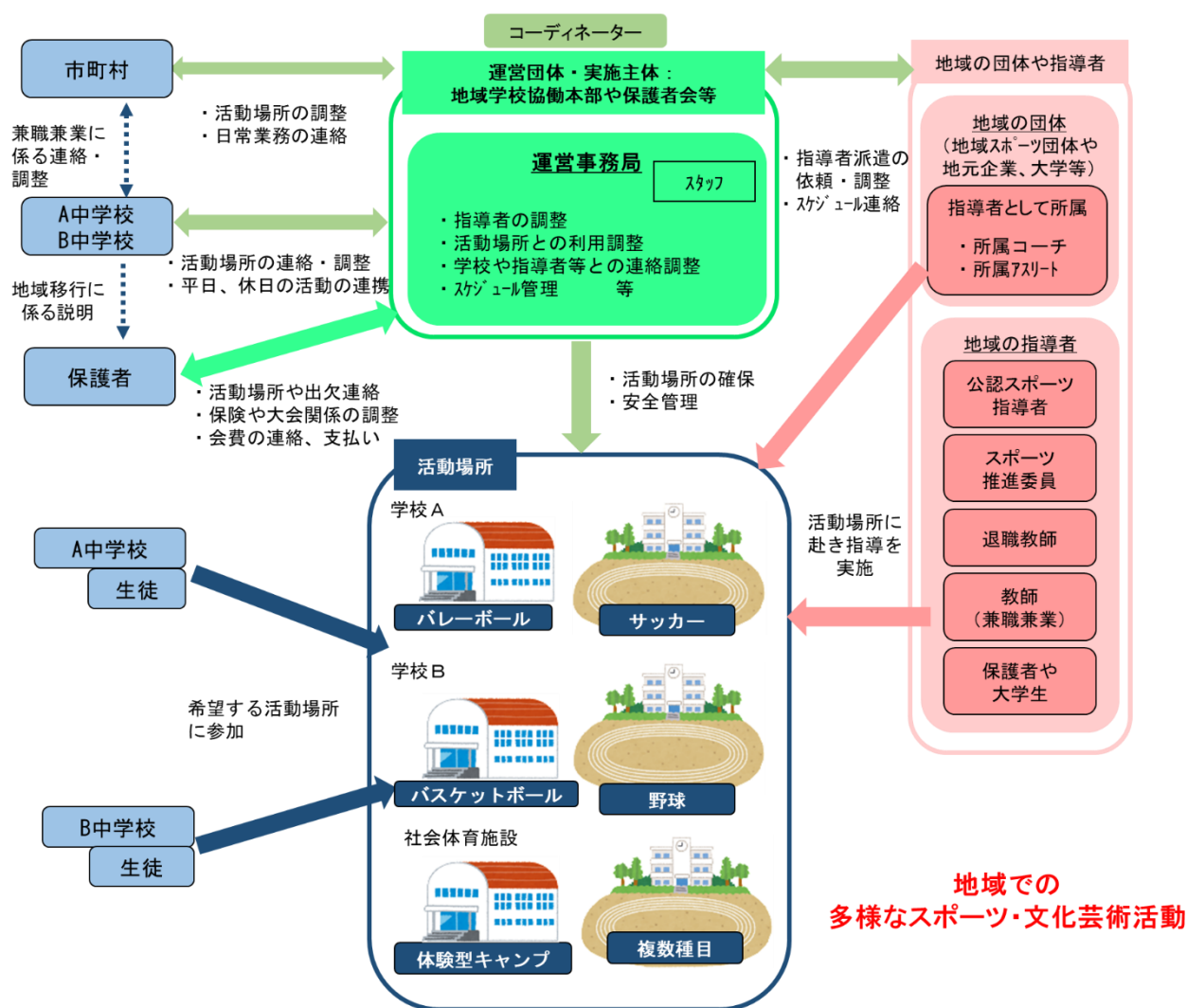
その他の類型

地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

・地域学校協働本部や保護者会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は、地域の指導者である。例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼し、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考:スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

2 おわりに

- 学校部活動を巡っては、これまで国や県の検討会議等で、議論が行われ、少子化をはじめとする、様々な課題が指摘されてきたところである。県内においては、少子化の影響が少ない地域もあるものの、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができるのかという危機感が共有されている。
- すべての生徒が、将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる機会を確保するよう取り組んでいく必要があるため、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性に対応策を示したところである。
- 本方針は、国のガイドラインを踏まえつつ、各主体等の役割を明確にした神奈川県独自のものである。また、県内各自治体や学校現場、スポーツ・文化芸術等団体、地域の実情を鑑み、地域のスポーツ・文化芸術等の活動の環境整備の方法やタイミングについては、柔軟な対応を可とする。
- 各市町村、学校、スポーツ・文化芸術等団体においては、本方針を踏まえ、事例集を参考にしながら、地域の実情に合う方法を様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどして、生徒や保護者の理解を得つつ、段階的な取組を進めていくことが望まれる。
- なお、本方針の策定に当たり、検討会や県民意見募集で様々な御意見をいただいたが、そのなかで特に子どもの活動の保障や教員、保護者の負担軽減に関するものは、費用面の課題があるため、この取組が持続可能なものとなるよう、強く国に要望していくこととした。

資料 1 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 令和5年度からの改革推進期間に県内の市町村及び市町村教育委員会が、地域の実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県としての方針を定めるに当たり、行政やスポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取するため、神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 公立中学校における部活動の地域移行を進めるための施策に関する事項
- (2) その他、公立中学校における部活動の地域移行を進めるために必要な事項

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、当該方針の策定までとする。

(構成員)

第4条 検討会の構成員は、別表のとおりとする。

(座長及び副座長の設置並びに権限)

第5条 検討会に座長、副座長を置く。

- 2 座長、副座長は、委員の互選とする。
- 3 座長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて検討会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会に関する庶務は、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他協議会に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱は当該方針の策定をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表（第4条関係）

		構成団体
1	中学校部活動関係	神奈川県中学校文化連盟の代表者
2		神奈川県中学校体育連盟の代表者
3	学校	神奈川県公立中学校長会の代表者
4	学校関係団体	神奈川県PTA協議会の代表者
5		神奈川県教職員組合の代表者
6	市町村行政	神奈川県市町村教育委員会連合会の代表者
7		神奈川県都市教育長協議会の代表者
8		神奈川県町村教育長会の代表者
9		神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会の代表者
10		神奈川県町村体育振興連絡協議会の代表者
11	スポーツ団体・文化芸術団体等	公益財団法人神奈川県スポーツ協会の代表者
12		市スポーツ協会の代表者
13		町村スポーツ協会の代表者
14		神奈川県スポーツ推進委員連合会の代表者
15		総合型地域スポーツクラブの代表者
16		民間スポーツクラブの代表者
17		文化芸術団体等の代表者
18	学識経験者	学識経験者

資料2 検討会構成員

座 長	佐 藤 豊	桐蔭横浜大学教授
副 座 長	宮 坂 賀 則	神奈川県公立中学校長会会長（相模原市立大野南中学校校長）
	高 良 理	神奈川県中学校文化連盟会長（横浜市立若葉台中学校校長）
	後 藤 建 人	神奈川県中学校体育連盟会長（川崎市立京町中学校校長）
	岩 地 靖 彦	神奈川県PTA協議会副会長
	島 崎 直 人	神奈川県教職員組合執行委員長
	柿 本 隆 夫	神奈川県市町村教育長会連合会会長（大和市教育委員会教育長）
	飯 山 敏 明	神奈川県都市教育長協議会副会長（南足柄市教育委員会教育長）
	石 田 浩 二	神奈川県町村教育長会会長（山北町教育委員会教育長）
	白 井 由 美	神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会会長 （相模原市市民局スポーツ推進課課長）
	齋 藤 潤	神奈川県町村体育振興連絡協議会会長 （愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課課長）
	田 中 不二夫	公益財団法人神奈川県スポーツ協会専務理事
	瀧 本 幸 文	大和市スポーツ協会副会長
	露 木 重 雄	開成町スポーツ協会会長
	川 口 勇 喜 夫	神奈川県スポーツ推進委員連合会会長
	菊 地 正	一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク理事長 （NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF 理事長）
	松 村 剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会事務局長
	三ヶ田 篤	神奈川県吹奏楽連盟事務局長

検討会事務局

神奈川県国際文化観光局文化課

神奈川県スポーツ局スポーツ課

神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課

資料3 方針検討過程

年月日	経過
令和5年4月27日	第1回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会において協議
令和5年5月25日	第2回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」について協議
令和5年6月8日	第3回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」について協議
令和5年6月29、30日	「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
令和5年7月から8月	「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」について、県民意見募集及び市町村への意見照会等を実施
令和5年9月4日	第4回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）」について協議
令和5年9月5日	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）」を教育委員会に報告
令和5年9月27、28日	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）」を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
令和5年10月	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定

方針の策定に当たり、「素案」について県民意見募集（パブリック・コメント）を行ったところ、866 件もの県民の皆さんからの御意見・御提案をいただきました。これだけ多くの方に関心を寄せていただいたことに感謝申し上げるとともに、一つひとつ内容を拝見し、この部活動の地域移行が、いかに子どもたちの未来にとって重要なものなのかということを改めて強く認識しました。

具体的な内容として、子どもたちの活動の保障や教員の負担軽減を求める声、費用負担の問題、指導者の確保、地域クラブの関わり方、大会参加や運営の在り方など、多岐にわたるものでした。中には、地域移行の方法に関する具体的な御提案も見られました。

いただいた御意見・御提案について、できるだけ本方針への反映に努めましたが、本方針の「基本的な考え方」に示したように、本方針は、それぞれの地域に応じた方法でできるところから進めるとしており、反映することで、市町村の取組を狭めてしまう可能性を憂慮し、反映できないものもありました。

今回、反映することができなかった様々な御意見は、今後の取組の参考としてまいります。御協力ありがとうございました。

1 県民参加の周知方法

- ホームページ、インターネットでの意見募集
- 県政情報センター、各地域県政情報コーナー、県教育委員会保健体育課窓口での印刷物による縦覧
- 市町村及び関係団体への周知

2 県民参加などの状況

【実施期間】

令和5年7月14日
～令和5年8月14日

【意見の内訳】

(件)

【県民意見数】

866 件

【市町村意見数】

37 件

【総意見数】

903 件

	区分	県民	市町村
1	「Ⅰ はじめに」に関するもの	6	2
2	「Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況」に関するもの	6	11
3	「Ⅲ-1 基本的な考え方」に関するもの	113	7
4	「Ⅲ-2 地域移行を進める体制づくり」に関するもの	187	6
5	「Ⅲ-3 段階的な地域移行に向けた取組」に関するもの	207	1
6	「Ⅲ-4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保」に関するもの	41	2
7	「Ⅳ 地域移行に向けて」に関するもの	39	6
8	地域移行全般について	50	1
9	その他	217	1

3 意見の反映状況

(件)

皆さんからいただいた御意見・御提案の反映状況は、次のとおりです。なお、県民意見への対応状況をお知らせする県民意見整理台帳は、県のホームページ、県政情報センター、各地域県政情報コーナーなどで閲覧できます。

	区分	県民	市町村
1	方針に反映したもの	35	12
2	すでに素案に盛り込まれているもの	203	6
3	今後の取組の参考とするもの	539	12
4	方針に反映できないもの	18	5
5	その他（意見等）	71	2

公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針

発行日 令和5年10月

発行者 神奈川県・神奈川県教育委員会

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電 話 (045)210-1111 (代表)

